

大口町告示第24号

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱(平成24年大口町告示第102号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号キ中「特定集積業種」を「集積業種」に改め、同条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 中堅企業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する企業をいう。

(5) みなし大企業 中小企業者又は中堅企業者であって、次に掲げるいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を上記アからウのいずれかに該当する者が所有している者

オ 上記アからウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

(6) 大企業 中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。

第4条第1号中「新增設等をする」の次に「みなし大企業を除く」を加え、同号中カを削り、キをカとし、クをキとし、同条第2号中「事業者」を「みなし大企業を除く中堅企業者」に改め、同号イ及びウ中「100人」を「25人」に改め、同号エ中「25億円」を「1億円」に改め、同号中カを削り、キをカとし、クをキとし、同号の次に次の3号を加える。

(3) 工場等の新增設等をする中小企業者のうちみなし大企業（次に掲げる要件の

いずれにも該当するものに限る。)

ア 20年以上工場等が愛知県内に立地している事業者であること。

イ 10年以上工場等が大口町内に立地し、かつ、25人以上の常用雇用者数を有する事業者であること。

ウ 原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、25人以上の常用雇用者数を維持すること。

エ 当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。

オ 愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること。

カ 過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。

キ 大口町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。

ク 町税に滞納がない者であること。

(4) 工場等の新增設等をする中堅企業者のうちみなし大企業（次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。)

ア 20年以上工場等が愛知県内に立地している事業者であること。

イ 10年以上工場等が大口町内に立地し、かつ、25人以上の常用雇用者数を有する事業者であること。

ウ 原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、25人以上の常用雇用者数を維持すること。

エ 当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。

オ 愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること。

カ 過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。

キ 大口町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。

ク 町税に滞納がない者であること。

(5) 工場等の新增設等をする大企業（次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。）

ア 20年以上工場等が愛知県内に立地している事業者であること。

イ 10年以上工場等が大口町内に立地し、かつ、50人以上の常用雇用者数を有する事業者であること。

ウ 原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、50人以上の常用雇用者数を維持すること。

エ 当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が25億円以上であること。

オ 愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること。

カ 過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。

キ 大口町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。

ク 町税に滞納がない者であること。

第6条第1項中「次の各号」を「別表」に改め、同項に後段として次のよう加える。

この場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第6条第1項各号を削る。

第8条第1項中「（工場等の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日）」を削る。

第18条第3項を次のように改める。

3 補助金の交付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合は2年間に分割して交付することができる。

(1) 第4条第1号に該当する者 第6条の規定により算出された補助金の額が2億円を超える場合

(2) 第4条第2号に該当する者 第6条の規定により算出された補助金の額が
1億円を超える場合

(3) 第4条第3号に該当する者 第6条の規定により算出された補助金の額が
2億円を超える場合

(4) 第4条第4号に該当する者 第6条の規定により算出された補助金の額が
1億円を超える場合

(5) 第4条第5号に該当する者 第6条の規定により算出された補助金の額が
1億円を超える場合

第19条第1項中「取消し」を「取り消し」に改める。

附則の次に別表として次の1表を加える。

別表（第6条関係）

補助対象者	補助率	補助金の限度額
第4条第1号に該当する者	補助対象経費の10%以内	4億円
第4条第2号に該当する者	補助対象経費の5%以内	2億円
第4条第3号に該当する者	補助対象経費の8%以内	4億円
第4条第4号に該当する者	補助対象経費の4%以内	2億円
第4条第5号に該当する者	補助対象経費の4%以内	2億円

様式第1中「（4）大口町での立地場所及び立地年、常用雇用者数」を

「（4）大口町での立地場所及び立地年、常用雇用者数

（5）補助対象者の区分」に、

「⑤常用雇用者数を説明する資料」を

「⑤常用雇用者数を説明する資料

⑥補助対象者の区分を説明する資料」に改める。

様式第10中「ウ．常用雇用者数 人（ 年 月 日現在）

（うち、大口町内在住者数 人）」を

「ウ．常用雇用者数 人（ 年 月 日現在）

（うち、大口町内在住者数 人）

エ． 補助対象者の区分」に、「（第

4条第2号に該当する者)」を「(第4条第2号、第4号又は第5号に該当する者)」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大口町内企業再投資促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に第8条に規定する補助事業の認定申請を行った者（令和7年3月31日以前に補助事業に係る認定を受けた立地企業を除く。）について適用する。
- 3 令和7年4月1日から令和7年5月31日までの間に着工・着手する場合における第8条の適用については「工場等の新增設等に係る工事に着手する日（工場等の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日）の30日前まで」とあるのは「令和7年4月30日まで」とする。

新	旧
(補助対象者) 第4条 略 (1) 工場等の新增設等をする<u>みなし大企業を除く</u>中小企業者（次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。） ア～オ 略 カ 略 キ 略 (2) 工場等の新增設等をする<u>みなし大企業を除く</u>中堅企業者（次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。） ア 略 イ 10年以上工場等が大口町内に立地し、かつ、<u>25人</u>以上の常用雇用者数を有する事業者であること。 ウ 原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、<u>25人</u>以上の常用雇用者数を維持すること。 エ 当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が<u>1億円</u>以上であること。 オ 略 カ 略 キ 略 (3) <u>工場等の新增設等をする中小企業者のうちみなし大企業（次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。）</u> ア <u>20年以上工場等が愛知県内に立地している事業者であること。</u>	(補助対象者) 第4条 略 (1) 工場等の新增設等をする中小企業者（次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。） ア～オ 略 カ <u>過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。</u> キ 略 ク 略 (2) 工場等の新增設等をする<u>事業者</u>（次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。） ア 略 イ 10年以上工場等が大口町内に立地し、かつ、<u>100人</u>以上の常用雇用者数を有する事業者であること。 ウ 原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、<u>100人</u>以上の常用雇用者数を維持すること。 エ 当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が<u>25億円</u>以上であること。 オ 略 カ <u>過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。</u> キ 略 ク 略

新	旧
<u>イ 10年以上工場等が大口町内に立地し、かつ、25人以上の常用雇用者数を有する事業者であること。</u> <u>ウ 原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、25人以上の常用雇用者数を維持すること。</u> <u>エ 当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。</u> <u>オ 愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること。</u> <u>カ 過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。</u> <u>キ 大口町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。</u> <u>ク 町税に滞納がない者であること。</u> <u>(4) 工場等の新增設等をする中堅企業者のうちみなし大企業（次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。）</u> <u>ア 20年以上工場等が愛知県内に立地している事業者であること。</u> <u>イ 10年以上工場等が大口町内に立地し、かつ、25人以上の常用雇用者数を有する事業者であること。</u> <u>ウ 原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、25人以上の常用雇用者数を維持すること。</u> <u>エ 当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。</u> <u>オ 愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること。</u> <u>カ 過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立</u>	

新	旧
<u>地補助金の交付を受けていないこと。</u> キ <u>大口町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。</u> ク <u>町税に滞納がない者であること。</u> (5) <u>工場等の新增設等をする大企業（次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。）</u> ア <u>20年以上工場等が愛知県内に立地している事業者であること。</u> イ <u>10年以上工場等が大口町内に立地し、かつ、50人以上の常用雇用者数を有する事業者であること。</u> ウ <u>原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、50人以上の常用雇用者数を維持すること。</u> エ <u>当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が25億円以上であること。</u> オ <u>愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること。</u> カ <u>過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。</u> キ <u>大口町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。</u> ク <u>町税に滞納がない者であること。</u> (補助率及び補助金の額)	(補助率及び補助金の額)
第6条 補助率及び補助金の額は、<u>別表</u>に定めるところによる。<u>この場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u>	第6条 補助率及び補助金の額は、<u>次の各号</u>に定めるところによる。 (1) <u>第4条第1号に該当する者に係る補助金の額は、補助対象経費の10パーセントに</u>

新	旧
2 略 (認定の申請等) 第8条 前条の規定による補助事業の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、大口町内企業再投資促進補助事業認定申請書（様式第1）にその他必要な書類を添えて、工場等の新增設等に係る工事に着手する日の30日前までに町長に提出しなければならない。 2・3 略 (補助金の交付) 第18条 略 2 略 3 補助金の交付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合は2年間に分割して交付することができる。 (1) 第4条第1号に該当する者 第6条の規定により算出された補助金の額が2億円を超える場合 (2) 第4条第2号に該当する者 第6条の規定により算出された補助金の額が1億円を超える場合 (3) 第4条第3号に該当する者 第6条の規定により算出された補助金の額が2億円を	<u>相当する額又は4億円のいずれか低い額以内とする。この場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>(2) 第4条第2号に該当する者に係る補助金の額は、補助対象経費の5パーセントに相当する額又は2億円のいずれか低い額以内とする。この場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> 2 略 (認定の申請等) 第8条 前条の規定による補助事業の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、大口町内企業再投資促進補助事業認定申請書（様式第1）にその他必要な書類を添えて、工場等の新增設等に係る工事に着手する日<u>（工場等の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日）</u>の30日前までに町長に提出しなければならない。 2・3 略 (補助金の交付) 第18条 略 2 略 3 <u>補助金の交付は、次の各号のいずれかに該当する場合は2年間に分割して交付することができる。</u> <u>(1) 第6条第1項第1号の規定により算出された補助金の額が2億円を超える場合</u> <u>(2) 第6条第1項第2号の規定により算出された補助金の額が1億円を超える場合</u>

新	旧																		
<u>超える場合</u> (4) <u>第4条第4号に該当する者</u> <u>第6条の規定により算出された補助金の額が1億円を超える場合</u> (5) <u>第4条第5号に該当する者</u> <u>第6条の規定により算出された補助金の額が1億円を超える場合</u> (交付決定の取消し等) 第19条 町長は、規則第11条第1項の規定によるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を<u>取り消し</u>、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (1)～(5) 略 2 略 <u>別表（第6条関係）</u> <table><tr><th><u>補助対象者</u></th><th><u>補助率</u></th><th><u>補助金の限度額</u></th></tr><tr><td><u>第4条第1号に該当する者</u></td><td><u>補助対象経費の10%以内</u></td><td><u>4億円</u></td></tr><tr><td><u>第4条第2号に該当する者</u></td><td><u>補助対象経費の5%以内</u></td><td><u>2億円</u></td></tr><tr><td><u>第4条第3号に該当する者</u></td><td><u>補助対象経費の8%以内</u></td><td><u>4億円</u></td></tr><tr><td><u>第4条第4号に該当する者</u></td><td><u>補助対象経費の4%以内</u></td><td><u>2億円</u></td></tr><tr><td><u>第4条第5号に該当する者</u></td><td><u>補助対象経費の4%以内</u></td><td><u>2億円</u></td></tr></table> <u>様式第1（第8条関係）</u> <u>【別記】</u> <u>様式第10（第15条関係）</u> <u>【別記】</u>	<u>補助対象者</u>	<u>補助率</u>	<u>補助金の限度額</u>	<u>第4条第1号に該当する者</u>	<u>補助対象経費の10%以内</u>	<u>4億円</u>	<u>第4条第2号に該当する者</u>	<u>補助対象経費の5%以内</u>	<u>2億円</u>	<u>第4条第3号に該当する者</u>	<u>補助対象経費の8%以内</u>	<u>4億円</u>	<u>第4条第4号に該当する者</u>	<u>補助対象経費の4%以内</u>	<u>2億円</u>	<u>第4条第5号に該当する者</u>	<u>補助対象経費の4%以内</u>	<u>2億円</u>	(交付決定の取消し等) 第19条 町長は、規則第11条第1項の規定によるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を<u>取消し</u>、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (1)～(5) 略 2 略 <u>様式第1（第8条関係）</u> <u>【別記】</u> <u>様式第10（第15条関係）</u> <u>【別記】</u>
<u>補助対象者</u>	<u>補助率</u>	<u>補助金の限度額</u>																	
<u>第4条第1号に該当する者</u>	<u>補助対象経費の10%以内</u>	<u>4億円</u>																	
<u>第4条第2号に該当する者</u>	<u>補助対象経費の5%以内</u>	<u>2億円</u>																	
<u>第4条第3号に該当する者</u>	<u>補助対象経費の8%以内</u>	<u>4億円</u>																	
<u>第4条第4号に該当する者</u>	<u>補助対象経費の4%以内</u>	<u>2億円</u>																	
<u>第4条第5号に該当する者</u>	<u>補助対象経費の4%以内</u>	<u>2億円</u>																	

(新)

様式第 1 (第 8 条関係)

大口町内企業再投資促進補助事業認定申請書

年 月 日

大口町長 様

本社所在地

会社等の名称

代表者氏名

担当者 (職・氏名)

連絡先

大口町内企業再投資促進補助金の事業認定を受けたいので、大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会社等の概要

(1) 資本金

(2) 従業員数

(3) 業種 (日本標準産業分類)

(4) 大口町での立地場所及び立地年、常用雇用者数

(5) 補助対象者の区分

2 新增設工場等の概要

(1) 立地場所

(2) 立地形態 ①工場 ②研究所

(3) 建築概要等 (位置図、敷地図、建築図面等を添付のこと)

①敷地面積 m^2

②建築面積 m^2

③延床面積 m^2

(4) 土地を除く固定資産取得費用

(内訳：家屋 千円、 償却資産 千円)

*明細添付のこと

(5) 操業時常用雇用者数

(6) 操業等開始時期

(7) 事業概要（補助事業により主に製造又は研究する製品の内容）

(8) 他の補助金の申請 ① 有 ② 無

* 有の場合は、その内容

(添付書類)

①補助事業により主に製造又は研究する製品を説明する資料

②今後（5年間）の事業の見通しを説明する資料

③法人に係る登記事項証明書、定款、パンフレット

④貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの（直近の2事業年度分）

⑤常用雇用者数を説明する資料

⑥補助対象者の区分を説明する資料

(旧)

様式第 1 (第 8 条関係)

大口町内企業再投資促進補助事業認定申請書

年 月 日

大口町長 様

本社所在地

会社等の名称

代表者氏名

担当者 (職・氏名)

連絡先

大口町内企業再投資促進補助金の事業認定を受けたいので、大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会社等の概要

(1) 資本金

(2) 従業員数

(3) 業種 (日本標準産業分類)

(4) 大口町での立地場所及び立地年、常用雇用者数

2 新增設工場等の概要

(1) 立地場所

(2) 立地形態 ①工場 ②研究所

(3) 建築概要等 (位置図、敷地図、建築図面等を添付のこと)

①敷地面積 m^2

②建築面積 m^2

③延床面積 m^2

(4) 土地を除く固定資産取得費用

(内訳：家屋 千円、 償却資産 千円)

*明細添付のこと

(5) 操業時常用雇用者数

(6) 操業等開始時期

(7) 事業概要（補助事業により主に製造又は研究する製品の内容）

(8) 他の補助金の申請 ① 有 ② 無

* 有の場合は、その内容

(添付書類)

①補助事業により主に製造又は研究する製品を説明する資料

②今後（５年間）の事業の見通しを説明する資料

③法人に係る登記事項証明書、定款、パンフレット

④貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの（直近の２事業年度分）

⑤常用雇用者数を説明する資料

(新)

様式第 10 (第 15 条関係)

大口町内企業再投資促進補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

本社所在地

会社等の名称

代表者氏名

担当者 (職・氏名)

連絡先

大口町内企業再投資促進補助金の交付を受けたいので、大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 会社等の概要

(1) 資本金 円

(2) 総従業員数 人

(3) 業種 (日本標準産業分類)

(4) 大口町内における立地場所及び立地年、常用雇用者数

ア. 立地場所

イ. 立地年

ウ. 常用雇用者数 人 (年 月 日現在)

(うち、大口町内在住者数 人)

エ. 補助対象者の区分

3 新增設工場等の概要

(1) 立地場所

(2) 立地形態 ①工場 ②研究所

(3) 建築概要等（位置図、敷地図、建築図面等について、認定申請時と変更ある場合は添付のこと）

①敷地面積 m^2

②建築面積 m^2

③延床面積 m^2

(4) 土地を除く固定資産取得費用 千円

（内訳：家屋 千円、償却資産 千円）

(5) 常用雇用者数 人（ 年 月 日現在）

（うち、大口町内在住者数 人）

(6) 操業開始時期 年 月 日

(7) 事業概要（補助事業により主に製造又は研究する製品の内容）

（添付書類）

①固定資産取得費用を証する書類（明細書及び領収書の写し）

②常用雇用者数を説明する資料

③認定申請時と変更のある場合は、建築概要等が分かる位置図、敷地図、家屋の配置図、及び建築図（平面図及び立面図）

④法人登記事項証明書（全部事項証明書）

⑤建築基準法の規定による検査済証の写し

⑥愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定に関する書面の写し（第4条第2号、第4号又は第5号に該当する者）

⑦その他町長が必要と認める書類

(旧)

様式第 10 (第 15 条関係)

大口町内企業再投資促進補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

本社所在地

会社等の名称

代表者氏名

担当者 (職・氏名)

連絡先

大口町内企業再投資促進補助金の交付を受けたいので、大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 会社等の概要

(1) 資本金 円

(2) 総従業員数 人

(3) 業種 (日本標準産業分類)

(4) 大口町内における立地場所及び立地年、常用雇用者数

ア. 立地場所

イ. 立地年

ウ. 常用雇用者数 人 (年 月 日現在)

(うち、大口町内在住者数 人)

3 新增設工場等の概要

(1) 立地場所

(2) 立地形態 ①工場 ②研究所

(3) 建築概要等（位置図、敷地図、建築図面等について、認定申請時と変更ある場合は添付のこと）

①敷地面積 m^2

②建築面積 m^2

③延床面積 m^2

(4) 土地を除く固定資産取得費用 千円

（内訳：家屋 千円、償却資産 千円）

(5) 常用雇用者数 人（ 年 月 日現在）

（うち、大口町内在住者数 人）

(6) 操業開始時期 年 月 日

(7) 事業概要（補助事業により主に製造又は研究する製品の内容）

（添付書類）

①固定資産取得費用を証する書類（明細書及び領収書の写し）

②常用雇用者数を説明する資料

③認定申請時と変更のある場合は、建築概要等が分かる位置図、敷地図、家屋の配置図、及び建築図（平面図及び立面図）

④法人登記事項証明書（全部事項証明書）

⑤建築基準法の規定による検査済証の写し

⑥愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定に関する書面の写し（第4条第2号に該当する者）

⑦その他町長が必要と認める書類